

定期監査結果の概要（3月及び4月実施）

1 監査対象部局

建設部、都市部

2 監査実施期間

平成28年3月1日から4月27日まで

3 監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、平成27年4月1日から平成28年1月31日までに執行されたものを対象とした。

(1) 収入事務

(2) 支出事務

(3) 契約事務

(4) 財産管理事務

5 監査の結果

(1) 伝票処理に関しては、適正に行われていた。

(2) 契約事務に関しては、適正に行われていた。

(3) 歳入調定及び収入事務に関しては、適正に行われていた。

(4) 補助金等の交付事務に関しては、適正に行われていた。

(5) 現金・備品管理に関しては、適正に行われていた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際に、関係職員に対して口頭等で改善の指示を行った。

6 監査の着眼点及び方法

着眼点（5項目）を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

(1) 伝票処理が適正に行われているかに関しては、伝票の内容を確認した。

(2) 契約事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、契約内容を確認した。

(3) 歳入調定及び収入事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、歳入調定票の内容を確認した。

- (4) 補助金等の交付事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、一連の関係書類の内容を確認した。
- (5) 現金・備品管理が適正に行われているかに関しては、現金・備品の管理状況及び備品管理票の内容を確認した。

7 その他主な意見

財務事務監査のほか、経営に係る事業管理の視点から抽出により、担当課から資料提供を受け、事務の執行等について説明を求めましたが、今後検討を要すると思われる事項（建設部）について、次のとおり意見を付すものとします。

- (1) 街路樹は、みどり豊かな都市景観を提供する一方、その一部では大木化や老朽化、育成環境の悪化により倒木などの事故リスクが高まるほか、安全な通行や見通しの確保の妨げ、落ち葉の処理などの管理上の問題も発生している。

市道22号線の街路樹の一部については、根元からの伐採を求める匿名の書簡が平成25年3月から毎月、監査委員及び市長宛てに届いている状況を踏まえ、街路樹を所管する担当課に対し説明を求めたところ、自治会長への聞き取りや地区別市政懇談会等を含め、匿名の書簡以外には街路樹の根元からの伐採を求める意見はないことから、従来どおりの剪定等の方法により管理しているとのことであった。

しかし、根元からの伐採を求める書簡は、匿名ではあるが、沿道住民の声としてすでに3年以上も続いていることを鑑みると現状の対応では不十分であり、さらに沿道住民等の声をしっかりと把握する必要があると考える。

このため、自治会長などの関係者に対する聞き取りを以て事実確認を終わりとするのではなく、自治会回覧や街路樹管理のあり方についての意見交換会を実施することで、広く沿道住民の声を把握するとともに、既存の管理方法にとらわれず、先進事例の研究、将来を含めた長期にわたる有効性や経済性をしっかりと検証した上で、適切な街路樹の管理に取り組むことを要望する。